

5-4. 後面衝突後の燃料漏れ及び感電防止に係る基準(UN-R153)

- 適用範囲

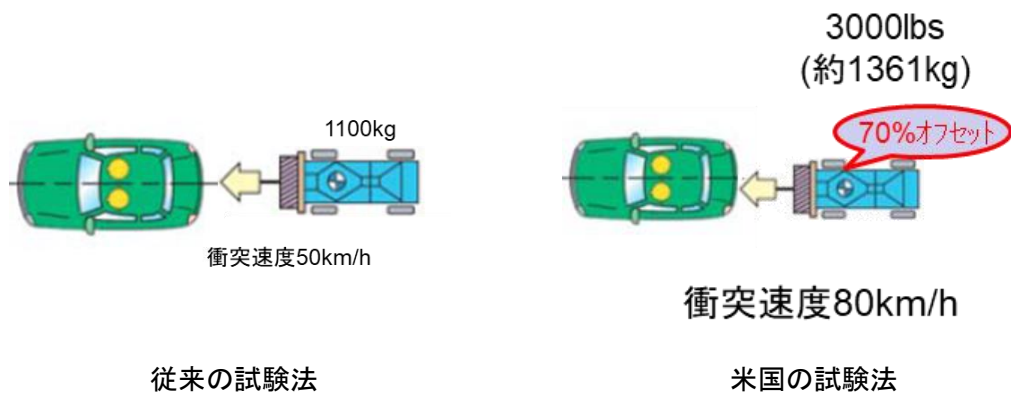
- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの(車両総重量3.5t以下のものに限る。)及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車*

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

- 改正概要

- 我が国では、後面衝突後の安全対策として、電気自動車を含む自動車に対して、燃料漏れに関する安全基準及び感電防止に係る安全基準を策定・運用している。
- 今般、国際的な議論を踏まえた上で、更なる安全対策及び国際基準調和を推進するため、以下の改正を行う。

- ・当該規制の適用対象外であった燃料電池自動車を適用範囲に追加
- ・衝突試験方法として、より厳しい米国の試験法(FMVSS301)を選択肢として追加
(※認証時における試験結果の活用は既に実施)



- 改正時期(予定)

令和2年12月下旬

- 適用時期(予定)

調整中